附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の項第一号中「第十三条第二項及び第三項」を「第十二条第三項及び第四項」に改め、同項第二号中「第七条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条の二第一項及び第二項、第十一条、第十三条第一項及び第二項」を「第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項」に改める。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十三号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百二十三人」を「六百二十六人」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二〇五人
青森県	二、二三八人
岩手県	二、〇九三人
宮城県	三、六〇七人
秋田県	一、九二〇人
山形県	一、九四五人
福島県	三、一九三人
茨城県	四、六八〇人
栃木県	三、三〇三人
群馬県	三、三二六人
埼玉県	一一、〇五七人
東京都	四二、二七七人
千葉県	九、四三三人
神奈川県	一四、九七五人
新潟県	四、〇三五人
山梨県	一、六二七人
長野県	三、三一七人
静岡県	六、〇四八人
富山県	一、九〇三人
石川県	一、九三〇人
福井県	一、六五二人
岐阜県	三、四〇〇人
愛知県	一三、〇二五人
三重県	二、九七一人
滋賀県	二、一八八人
京都府	六、三一九人
大阪府	二〇、六三二人
兵庫県	一一、五一七人
奈良県	二、四一三人
和歌山県	二、一〇三人
鳥取県	一、一九三人
島根県	一、四七四人
岡山県	三、三八五人
広島県	四、九七一人
山口県	三、〇四〇人
徳島県	一、五〇二人
香川県	一、八〇五人